

労働者数50名未満の事業場に対するストレスチェック制度の説明会を実施しました

山口労働基準監督署



令和8年8月10日にイオンタウン防府で実施されているテナント店長会議において説明の機会をいただき、令和10年4月1日から施行される労働者数50名未満の事業場を対象としたストレスチェック制度について説明を行いました。

また、制度の導入支援を行う山口産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、ストレスチェック制度サポートダイヤル等を紹介し、その活用を呼びかけました。その他、第三次産業に多く発生している転倒災害防止対策についても周知を行いました。

今後も引き続き、関係事業場に対する制度の周知及び円滑な導入に向けた支援を行っていきます。